

契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
<p>監査委員事務局 監査第一課</p>	<p>下記の契約について、同条件での比較見積徴取となっていなかった。</p> <p>(1) 文書溶解処分委託 仕様書及び徴取していた見積書に箱の大きさ等の明示がない。</p> <p>(2) 指定物品「監査委員名札（卓上名札、在・不在名札）」の購入</p> <table border="1" data-bbox="596 642 1436 758"> <tr> <td colspan="2">卓上名札</td> </tr> <tr> <td>仕様書</td> <td>脚台2</td> </tr> <tr> <td>不採用（ウェブページ参考価格）</td> <td>脚台なし</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="596 795 1436 911"> <tr> <td colspan="2">在・不在名札</td> </tr> <tr> <td>仕様書</td> <td>両面</td> </tr> <tr> <td>不採用（ウェブページ参考価格）</td> <td>片面</td> </tr> </table>	卓上名札		仕様書	脚台2	不採用（ウェブページ参考価格）	脚台なし	在・不在名札		仕様書	両面	不採用（ウェブページ参考価格）	片面	<p>契約事務のルール等について周知徹底を図り、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府財務規則】</b> (見積書の徴取) 第62条 契約担当者は、随意契約にしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書（当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を徴さなければならない。ただし、契約の目的及び性質により見積書を徴する必要がないと認め、知事が別に定めるものについては、この限りでない。</p> <p><b>【大阪府財務規則の運用】</b> 第62条関係 3 前項に掲げるもののほか、取引の実例価格を考慮して、価額が適正と認められる1件の代金が10万円以下のものの購入、修理等に係るものについては、電話、ファックス、電子メール及びウェブページ等により価額の見積りを取り、その状況を記録しておくことにより見積書の徴取に代えることができる。</p> </div>	<p>契約事務のルール等について、事務を担当するグループ内に周知徹底を図った。</p> <p>今後は、委託業務内容及び購入物品の実態を踏まえ、契約事務のルールに基づき、適正な事務処理を行う。</p>
卓上名札															
仕様書	脚台2														
不採用（ウェブページ参考価格）	脚台なし														
在・不在名札															
仕様書	両面														
不採用（ウェブページ参考価格）	片面														

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年12月22日）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
監査委員事務局 監査第一課	<p>直接監督責任者が時間外勤務命令を行った後に、時間外勤務を行った職員が、時間外勤務実績入力を失念したまま放置されていた事案が1件あった。</p> <table border="1" data-bbox="608 527 1540 674"> <thead> <tr> <th data-bbox="608 527 718 600">人数</th> <th data-bbox="718 527 872 600">延べ件数</th> <th data-bbox="872 527 1540 600">事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="608 600 718 674">1名</td> <td data-bbox="718 600 872 674">1件</td> <td data-bbox="872 600 1540 674">平成29年2月</td> </tr> </tbody> </table>	人数	延べ件数	事実発生時期	1名	1件	平成29年2月	<p>速やかに是正措置を講じられたい。職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行うとともに、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか把握を行うなど適切な勤務管理を行われたい。</p>	<p>是正を求められた時間外勤務命令については、時間外勤務の有無を確認し、勤務実績承認処理等を行った。                      これにより時間外勤務手当の追給が発生した職員に対しては、総務サービス課への追給処理を依頼し、追給を行った。                      今後適正な勤務管理を行っていくため、(1)職員が時間外勤務を行った場合は、速やかに実績登録を行うこと、(2)直接監督責任者は、実績登録がされていない場合、当該職員に対し速やかに登録を行うよう指導すること、(3)直接監督責任者は毎月末に申請・承認漏れがないかを確認することについて、周知徹底を行った。</p>
人数	延べ件数	事実発生時期							
1名	1件	平成29年2月							

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年12月22日）